

志賀原子力発電所 格納容器フィルタ付ベント装置 設置のための既存設備の変更に伴う工事計画認可申請について

平成25年5月16日
北陸電力株式会社

当社は、本日（5月16日）、志賀原子力発電所1号機および2号機の格納容器フィルタ付ベント装置設置にあたり、既存設備の一部変更について、工事計画認可申請を行いましたので、お知らせします。

当社は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、緊急安全対策等の安全強化策を速やかにかつ徹底的に講じるとともに、安全性向上のために必要となる対策については、原子力規制委員会で検討が進められている新規制基準の施行を待たず対応していくこととしています。

このうち、格納容器フィルタ付ベント装置については、現在、2015年度の設置を目途に基本設計を行っています。

このたび、格納容器フィルタ付ベント装置の設置にあたって、既存設備の一部変更が必要となることから、電気事業法第47条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会および経済産業大臣に工事計画認可申請を行いました。

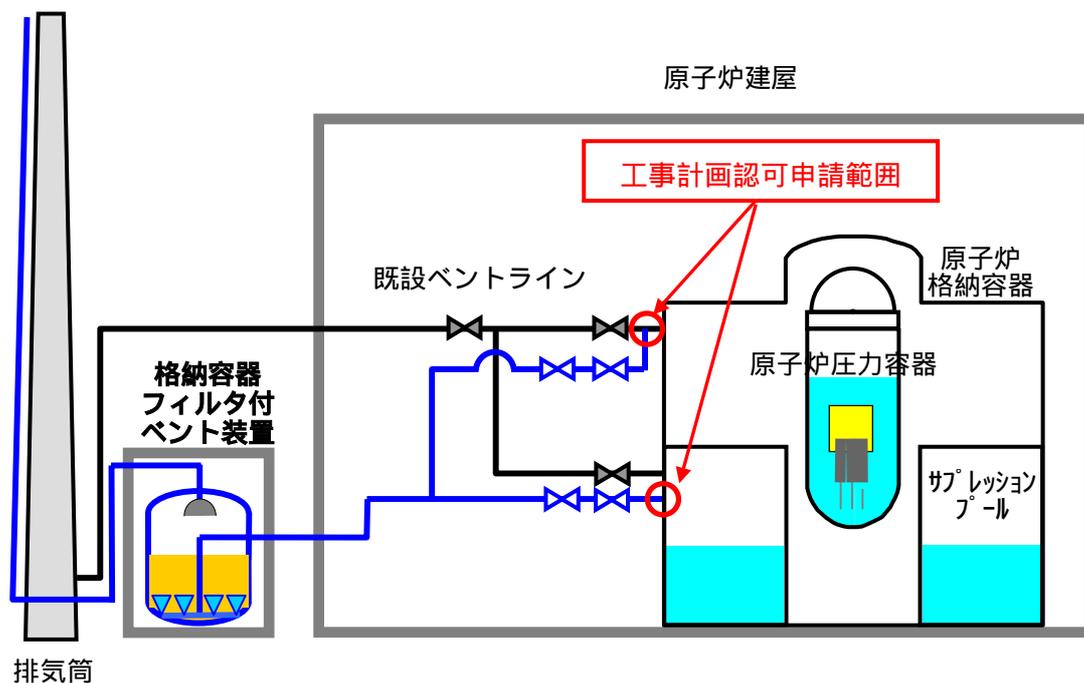
今後、厳正な国の審査を受けてまいります。

当社は、志賀原子力発電所のより一層の安全対策に万全を期し、新規制基準をクリアするとともに、世界最高水準の安全性を目指してまいります。

以 上

添付：格納容器フィルタ付ベント装置の設置に伴う工事計画認可申請範囲

格納容器フィルタ付ベント装置の設置に伴う 工事計画認可申請範囲



工事計画認可申請範囲（志賀2号機の例）

以上